三六一　ジンバブエ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とジンバブエ共和国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　二

三六二　パプアニューギニア独立国政府に対する贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の書簡の交換に関する件　二八　二

三六三　技術協力及び青年海外協力隊の事業に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の協定の署名及び効力発生に関する件　二九　三

三六四　所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の効力発生に関する件　三〇　263　三五

○財務省

二八五―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　244　一

二八六　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　六　244　七

二九三―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　六　244　八

二九六　財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成三十年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件　九　四

二九七―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　247　八〇

三〇一　国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示　九　247　八二

三〇二―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示　九　247　八三

三〇四　財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一二　四

三〇五　財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一二　四

三〇六　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　一二　四

三〇七　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　一二　249　七

三〇八　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　二六　五

三〇九　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までの輸入数量を告示する件　二七　259　一

三一〇　平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　四

三一一　平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　四

三一二　平成三十年度の初日から平成三十年十月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三〇　四

三一三　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇　265　八八

一六　○財務省、農林水産省

株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　三

二一四　**○文部科学省**　文化財を登録文化財に登録する件　二　242　三

二一五　登録有形文化財の登録を抹消する件　二　242　八

二一六―登録有形文化財（建造物）の登録を抹消する件　二　242　九

二一〇　平成三十一年度及び平成三十二年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件　九　247　八四

二二二　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一四　251　二八

二二三　在外教育施設の認定変更を承認した件　二九　五

二二四　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示　二九　五

○文化庁

七七―著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　一二　249　一一

九八―一〇一　著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件　三〇　四

○厚生労働省

三七六　療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療の給付の一部を改正する件　九　六

三七七　社会保険診療報酬支払基金法第十五条第三項の規定に基づき厚生労働大臣の定める医療に関する給付の一部を改正する件　九　七

三七八　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関を公示する件　一三　250　一七